

第5回 まとめ

民法総論

相殺

- ・担保的機能 ~~100~~10

A ⇔ B ⇒ 相殺

200 ~~100~~10

BK 会社

10/1 9/1

- ・効果：対等額で消滅

民法 562 条 → 相殺適状 → ほとんどが金銭債権の問題 債権の対立

- ・要件：確認

漢字注意 自働債権 → 上の図で A が相殺

受働債権 → 上の図で B が相殺

↓

主語の意味を正しく理解する（民法 561 条）

対当額 × 等 ○ 当

~~50~~20

C ⇔ D

~~30~~

- ・まとめ：①債権債務の対立

②自働債権と受働債権が同種であること → ×

③債権が弁済期にあること → 受働債権については期限の利益を放棄 OK

④総裁の意思表示

⑤相殺禁止にあたらないこと → ×

× → ほとんどが金銭債権のため問題とならない（民法 506 条）

- ・民法 509 条：1 号 悪意の意味 → 積極的加害意思

2 号 生命・身体

100 万円

A ⇔ B

100 万円 損害賠償？

- ・ 差押え禁止債権（民事執行法 145 条）

民法 511 条

D (8/1 100 万円貸した 10/1 債権消滅)

↓ 100 万円 貸金

A ⇔ B 会社 8/10 10/1 × (2 項 8/1 消費貸借契約 10/1 実行)

9/1 100 万円 預金

↑ 差押え

C 会社

債権譲渡

- ・ 民法 467 条：**対抗要件** 確定日付のある証書による通知

D 9/5

A→B 禁止

| ↑ ↓

譲渡契約 | ↓ ↑

A → B

C

| ↓ ↑ 通知

C 9/2

9/1 9/3 相殺した

9/4 解除した

- ・ 民法 466 条の二 信託○

(民法 466 条の三)

民法 466 条の四 → A→B 禁止

民法 466 条の五 ↑

C 差押え

民事訴訟法

訴訟の終了

- ・ 処分権主義の意義
- ・ 民事訴訟法 261 条～民事訴訟法 267 条 効力
- ・ 和解の理解 既判力→肯定説と否定説

- ・判決の効力：既判力

A→B

100 万円支払え

甲土地

消極的効力 A → B 一物一権主義

積極的効力 所有権確認

A ← B

甲土地

- ・既判力の限界⇒事実審の口頭弁論終結時まで→その後なら OK

上の図参照 2024 年 5 月 1 日 弁論終結

6 月 1 日 A←B OK 時的限界

7 月 25 日 判決

甲土地

A → B

↓ 所有権確認

C 否定

刑事訴訟法

その他の捜査手段

- ・写真撮影・ビデオ撮影：捜査手段としての法的性質及び要件について、判例の立場を確認→尾行

張込み

GPS→判決

おとり捜査→強制処分にはあたらない？

- ・接見交通権

刑法

恐喝罪

- ・意義：人を畏怖させるに足りる強迫または暴行＋その反抗を抑圧するに至らない程度の行為

横領罪

- ・横領罪：単純横領罪

委託物横領罪

遺失物等横領罪

背任罪

- ・ 背任罪：全体財産
- ・ 事務処理者の意義：他人のためにその事務を処理する者（確認）
- ・ 横領罪→背任罪の順で検討する。